

健康いきいき講座（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業） 実施業務委託仕様書

1 目的

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向がある。このことから、高齢者の心身の多様な課題に応じてきめ細かな生活習慣病予防等の疾病予防と生活機能維持のための介護予防を一体的に実施する必要がある。

当該事業は、市内に居住する高齢者に対して通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行うことにより、介護予防の普及啓発の実施並びに高齢者の健康状態及びフレイル状態の把握並びにこれらに応じた支援の実施を目的とする。

2 概要

高齢者を対象として運動、栄養、口腔ケアの講話や指導等を実施し、介護予防のきっかけづくりとする。また、参加者の健康状態、フレイル状態の把握を行い、必要に応じて支援を行う。

(1) 対象者

市内に住所を有する65歳以上の高齢者とする。ただし、医師より運動制限がなされている等体調に不安のある方は、相談のうえ対応する。

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(3) 実施場所

市が指定した市内の市民センター、自治会館等とする。

(4) 実施回数

年間延べ120回程度を予定。

(5) 実施期間及び開催日

ア 実施期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

イ 開催日は、調整の上決定する。災害等不測の事態により、開催日が予定回数よりも減少する可能性がある。

(6) 開催時間

開催1回につき1時間から2時間程度とする。ただし、準備及び後片付けの時間を含まないものとする。

(7) 利用人数

1会場1回当たり15人から30人程度とする。

3 人員配置

(1) 講座の内容が運動指導に関するものであるときは、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士または健康運動実践指導者、フィットネストレーナー等の介護予防に精通あるいは介護予防教室運営の実績がある運動指導員を配置するものとする。

- (2) 講座の内容が栄養指導に関するものであるときは、管理栄養士または栄養士を配置するものとする。
- (3) 講座の内容が口腔ケア指導に関するものであるときは、歯科衛生士を配置するものとする。
- (4) 高齢者の通いの場等への指導内容、参加人数により運動指導員等、栄養士、歯科衛生士を1人配置するものとし、参加者が20人を超える場合は、その他スタッフを1人以上配置すること。(その他スタッフは上記の職種でなくてもよい。)ただし、第4項イの項目については参加者が20人を超えない場合においても2人配置するものとする。

4 業務の内容

業務の内容については、下記の業務項目に対するプログラムを事業者において提案すること。なお、実施に当たっては、地域の特性に合わせ、本市の各地域包括支援センターと協議して決定するものとする。また、大津市が行う高齢者に対するアンケートの実施協力及び講義内容についての相談に応じること。

業務項目

- ア 体調確認（例：血圧測定・問診）
- イ 体力測定（例：握力・開眼片足立ち・コーン回り・体前屈・5m歩行など）と結果返しと説明
- ウ 講話（介護予防の動機づけや、介護予防の意義が理解できるよう説明を行うこと）
- エ 介護予防のための運動（例：フレイル予防体操、口腔体操等）
- オ 自身の健康状態がわかり、生活改善の動機づけとなるような検査（口腔チェック等）
- カ 参加者が楽しみながらできる認知機能向上メニュー（例：脳活性化トレーニング等）

5 安全管理

- (1) 安全にプログラムを実施するために、事故発生時の対応も含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) 業務運営中に事故が発生した場合、その他業務運営に支障をきたす事態が発生したときは、応急措置のうえ、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 血圧計を準備し、利用者の体調管理に留意すること。
- (4) 必要に応じた感染症対策を講じて実施すること。

6 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、別記「個人情報取扱特記事項」を参照し、適切な管理を行うものとする。

7 賠償保険

受託者は、事業実施中の利用者の事故に備え、損害保険に加入し対応すること。

8 賠償責任

受託者は、その責に帰すべき理由により委託者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

9 宗教活動等の禁止

受託者は、本事業において宗教や政治に関する活動、署名募集等を行ってはならないものとする。

10 苦情処理体制

受託者は、利用者からの苦情処理に関する体制を整えなければならないものとする。また、苦情の処理に関して直ちに委託者に報告しなければならないものとする。

11 物品の使用について

事業実施に必要な物品は、全て受託者が揃えるものとする。ただし、第4項イの項目に係る下記の物品については、委託者が貸与することも可能とする。

物品	個数
血圧計	3
握力計	3
伸縮式パイロン	1
10m巻尺	1
1.5mメジャー	4
目印プレート	6

12 事業実施報告書

受託者は、下記「実施報告項目」に掲げる内容を記録し、事業完了後に事業実施報告書を提出するものとする。

実施報告項目

ア 事業実施日時及び場所

イ 実施プログラム内容

ウ 参加人数（性別、年代別、特定区分別）、各会場の参加者年齢の平均

エ 各回ごとの特記事項（体調不良を訴えた者があった、負傷者があり対応した等）

オ アンケート等により参加者が介護予防の必要性について理解できたか、具体的な取り組み方法について理解できたかを把握する

13 その他

受託者は、事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 利用者の声を反映させ、サービスの質の向上に努めること
- (2) 職員間の連携を図ることで、サービスの質の向上を図ること

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡

すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。